

5 (1) ① (ii) 訪問介護利用料

令和6年6月改正

基本部分		生活援助加算	同一建物等減算	2人の訪問介護員	夜間・早朝	特定事業所加算	緊急時加算
身体介護 イ	(1) 20分以上30分未満 244単位	+65単位 ※身体介護に引き続き生活援助を行った場合の加算(20分から起算して25分ごとに加算、70分以上を限度)	×90/100 ※事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者。	×200/100	夜間又は早朝 6:00~8:00 18:00~22:00 +25/100 深夜の場合 22:00~6:00 +50/100	特定事業所加算(Ⅱ) +10/100	1回につき +100単位
	(2) 30分以上1時間未満 387単位						
	(3) 1時間以上1時間30分未満 567単位 以降30分を増す毎に +82単位						
□ 援生 助活	(1) 20分以上45分未満 179単位						
	(2) 45分以上 220単位						
初回加算 Ⅷ (1月につき) +200単位		○初回加算・・・初回月にサービス提供責任者が活動、又は同行訪問を行った場合に加算されます。					
生活機能向上連携加算 Ⅱ (1月につき) I +100単位 II +200単位		○生活機能向上連携加算・・・訪問、通所リハビリテーションの理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と連携し生活機能の向上を目的とし評価を共同して行った場合に加算されます。					
□ 口腔連携強化加算 Ⅵ +50単位		○口腔連携強化加算・・・歯科専門職の連携の下介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供をした場合に加算されます。					
介護職員等処遇改善加算 24.5% ※所定単位、イからホまでにより算定した単位数の合計 ※経験技能のある介護職員を事業所内で配置 (介護福祉士30%以上)		○2人の訪問介護員によるサービス・・・やむを得ない事情(体重の重い方に対する入浴等重介護を行う場合・暴力行為等)で指定訪問介護を行った場合、ご契約者の同意の上、算定します。 ○緊急時加算・・・利用者やその家族の要請により、介護支援専門員と連携し、緊急時に支援を行った場合に加算されます。 ○介護職員処遇改善加算、特定事業所加算・・・法令で定める基準を満たしているため、全員の方に加算されます。 ○サービスに関する所要時間は現に要した時間ではなく指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間です。記録の時間も含まれます。					

	単位数	介護職員等処遇改善加算 24.5% 単位	公費分位数 (単位)	サービス利用料 (円)	利用者負担額 1回につき(円)		
					1割負担	2割負担	3割負担
身体1	268	66	334	3620	362	724	1,086
身体2	426	104	530	5745	575	1,149	1,724
生活2	197	48	245	2655	266	531	797
生活3	242	59	301	3262	327	653	979
身体1生活1	340	83	423	4585	459	917	1,376
身体2生活1	497	122	619	6710	671	1,342	2,013

●料金は1ヵ月分の単位を合計したものに地域区分単位(10.84)を乗し端数処理するため金額に誤差が生じます。

5 (1) ② (ii) 神戸市介護予防・日常生活支援総合事業

令和6年6月改正

基本部分			同一建物減算
介護予防訪問サービスⅠ	原則要支援者 週1回程度の支援が必要とされたもの	1176単位	×90/100 ※事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合等
介護予防訪問サービスⅡ	原則要支援者 週2回程度の支援が必要とされたもの	2349単位	
介護予防訪問サービスⅢ	要支援2のみ 週2回を超える程度の支援が必要とされたもの	3727単位	
生活支援訪問サービスⅠ	要支援者・事業対象者 週1回程度の支援が必要とされたもの	941単位	
生活支援訪問サービスⅡ	要支援者・事業対象者 週1回程度の支援が必要とされたもの	1879単位	
生活支援訪問サービスⅢ	要支援2のみ 週2回を超える程度の支援が必要とされたもの	2982単位	
初回加算 (＋200単位) 1月につき ※初回月にサービス提供責任者が活動、又は同行訪問を行った場合に加算されます。			
生活機能向上連携加算 (Ⅰ＋100単位、Ⅱ＋200) 1月につき ※訪問、通所リハビリテーションの理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と連携し生活機能の向上を目的とし評価を共同して行った場合に加算されます。			
口腔連携強化加算 (＋50単位) 1月に1回を限度 ※歯科専門職の連携の下介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供をした場合に加算されます。			
介護職員等処遇改善加算 24.5% ※経験技能のある介護職員を事業所内で配置(介護福祉士30%以上) ※所定単位は、上記を算定した単位数の合計(法令で定める基準を満たしています。)			

	単位数	介護職員等処遇改善加算 24.5% 単位	公費分位数 (単位)	サービス利用料 (円)	利用者負担額 1月につき(円)		
					1割負担	2割負担	3割負担
介護予防訪問サービスⅠ	1176	288	1464	15769	1,587	3,174	4,761
介護予防訪問サービスⅡ	2349	576	2925	31707	3,171	6,342	9,513
介護予防訪問サービスⅢ	3727	913	4640	50297	5,030	10,060	15,090
生活支援訪問サービスⅠ	941	231	1172	12704	1,271	2,541	3,812
生活支援訪問サービスⅡ	1879	460	2339	25354	2,536	5,071	7,607
生活支援訪問サービスⅢ	2982	731	3713	40248	4,025	8,050	12,075

●総合事業の利用料金は、包括報酬となっております。月途中のご契約、短期入所等をご利用になった月は、日割りで請求します。

介護保険・神戸市介護予防・日常生活支援総合事業 対象外サービス利用

- ・複写物の交付 サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には 1枚につき8円を頂きます。
- ・通常の事業実施地域外の地区にお住まいで当事業所のサービスを利用される場合は、サービス提供に際し要した交通費の実費を頂きます。

～介護保険で出来ない事～ ※詳しくは、神戸市のパンフレット、サービス事業者、ケアマネジャーにご相談ください。

(例)

- ・支給限度額を超えてのサービス
- ・日常生活に必要なもの以外（酒類等）の買物
- ・利用者本人以外の洗濯、調理、買物、掃除
- ・草むしり、花木の水やり・ペットの世話
- ・家具、家電器具等の移動、修繕、模様替え
- ・大掃除 窓のガラス磨き、床磨き
- ・換気扇や照明器具、エアコン、ベランダ等の掃除
- ・院内の待ち時間
- ・入院中、外泊許可（本人立会い）中の付き添い、自宅での掃除、洗濯など。
- ・ショートステイご利用中の通院、買物 等

介護保険外サービス 基本料金)

提供時間	30分未満	30分～1時間未満	1時間以上～ 30分毎
9:00～18:00	1,000円	2,000円	1,000円

※上記以外の時間帯は基本料金の25%増し。

☆ヘルパーの交通費・入場料等の経費は別途、ご利用者様の負担になります。

☆医療行為や預貯金の出し入れ（同行は可能）、入退院時等の保証人になる等の援助は出来ませんのでご了承願います。

☆ヘルパーの稼働状況、サービスの内容によりご希望にそえない場合があります。